

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	保) 埋設個別 02 R 1
提出年月日	2022年6月10日

保安規定審査基準との整合性に係る補足説明資料

本資料は、【保) 埋設個別 02】の改訂版 (R1) である。

改訂内容を以下に示す。

○補正申請内容の反映

※【保) 埋設個別 02 R0】から変更した部分を黄色ハッチングにて示す。

目 次

1. 概要..... 1
2. 保安規定審査基準との整合性に係る説明..... 1

添付 廃棄物埋施設における保安規定の審査基準と廃棄物埋施設保安規定変更内容の整理表

1. 概要

本資料は、廃棄物埋施設保安規定と「第二種廃棄物埋設事業に係る廃棄物埋施設における保安規定の審査基準(改正 令和2年2月5日 原規規発第2002054号-7 原子力規制委員会決定)」(以下「保安規定審査基準」という。)との整合性について説明するものである。

2. 保安規定審査基準との整合性に係る説明

今回の保安規定における各条文、図表(今回変更のない事項も含む)について、保安規定審査基準との整合性を添付に示す。

廃棄物埋設施設における保安規定の審査基準と廃棄物埋設施設保安規定変更内容の整理表

廃棄物埋設施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
<p>第二種廃棄物埋設事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第51条の18第1項の規定に基づき、事業所ごとに保安規定を定め、第二種廃棄物埋設事業に係る廃棄物埋設施設（以下単に「廃棄物埋設施設」という。）の設置の工事に着手する前に原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>凡例</p> <p><u>(赤字下線)</u>：変更する条文、図表</p> <p>※第〇号 X.：複数の保安規定審査基準に該当する条文について変更がある場合は、関連性が高い条文に対応した箇所に変更内容を記載し、これ以外の箇所には変更内容を記載した号番号を「※第〇号 X.」により示す。</p> </div>
<p>これを受け、認可を受けようとする第二種廃棄物埋設事業者は、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和63年総理府令第1号。以下「第二種埋設規則」という。）第20条第1項各号において規定されている事項について定め、申請書を提出することが求められている。</p>	
<p>申請書を受理した原子力規制委員会は、第二種廃棄物埋設事業者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第51条の18第2項に定める認可要件である</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉等規制法第51条の2第1項若しくは第51条の5第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと ・核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであると認められないことを確認するための審査を行うこととしている。 	
<p>したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。</p>	
<p>ただし、第二種埋設規則第20条第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、これらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、放射性廃棄物を初めて事業所に搬入するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、これらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにこれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。</p>	
<p>第二種埋設規則第20条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制</p>	<p>—</p>
<p>1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p>	<p>第3条（規定の遵守） 第4条（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上） 第6条（品質マネジメントシステム計画）</p>
<p>2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>第3条（規定の遵守） 第4条（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上） 第6条（品質マネジメントシステム計画）5 経営責任者等の責任</p> <p>略</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>社長は、第8条第2項第2号、第3号、第5号及び第7号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを</p>

廃棄物埋施設における保安規定審査基準

保安規定関連条文

- 管理する責任者（以下「管理責任者」という。）に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。
- a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。
- b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。
- c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。
- d. 関係法令を遵守すること。

以下略

第二種埋設規則第20条第1項第2号 品質マネジメントシステム

1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第51条の2第1項又は第51条の5第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。

2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、廃棄物埋施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。

3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。

第6条（品質マネジメントシステム計画）1～8

表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と決定した社内文書との関係（第6条4.2関係）

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の関連条項
4～8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	監査室長	—
		調達室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	調達室長	—
		安全・品質本部 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	安全・品質本部長	—
		埋設事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則	事業部長	—
4.1、8.2.3	プロセスの監視及び測定	パフォーマンス指標要則	安全・品質本部長	—
4.1	安全文化	安全文化要則	安全・品質本部長	—
5.4.1	品質目標	品質目標要則	安全・品質本部長	—
5.4.2、7.1、7.3	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	変更管理要則	安全・品質本部長	—
5.5.3	管理者	自己アセスメント要則	安全・品質本部長	—

廃棄物埋施設における保安規定審査基準

保安規定関連条文

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の関連条項
5.5.4	組織の内部の情報 の伝達	安全・品質改革委員会規程	安全・品質本部長	第13条
		品質・保安会議規程	安全・品質本部長	第11条
		埋施設安全委員会運営要領	事業部長	第12条
5.6	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー要則	安全・品質本部長	—
6.2	要員の力量の確保 及び教育訓練	監査室 教育訓練要領	監査室長	—
		調達室 教育訓練要領	調達室長	—
		安全・品質本部 教育訓練要領	安全・品質本部長	—
		<u>教育訓練要領</u>	事業部長	第63条
7.1	個別業務に必要な プロセスの計画	廃棄物埋施設廃棄物取扱主任者業務実施要領	事業部長	第10条
		廃棄物埋施設埋設管理要領	事業部長	<u>第14条、第16条</u> <u>第17条、第19条</u> <u>第20条、第30条</u> <u>第32条～第35条</u>
		廃棄物埋設計画作成要領	事業部長	第15条
		廃棄体確認要領	事業部長	第17条
		土木管理要領	事業部長	第19条 <u>第21条～第24条</u> 第27条、第28条
		<u>廃棄物埋施設埋設管理要領</u>	事業部長	<u>第22条～第25条</u> <u>第47条</u>
		技術情報管理要領	事業部長	第22条、第65条
		建物管理要領	事業部長	第22条～第24条

廃棄物埋施設における保安規定審査基準

保安規定関連条文

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の関連条項
7.1	個別業務に必要なプロセスの計画	廃棄物埋施設放射線管理総括要領	事業部長	第22条、第24条 第31条～第41条 第43条～第49条 第54条、第60条
		設計管理要領	事業部長	第22条、第23条
		廃棄物埋施設排水・地下水監視要領	事業部長	第26条、第29条
		濃縮・埋設事業所周辺監視区域等出入管理要領	事業部長	第42条
		輸送物仕立て助勢作業要領	事業部長	第49条
7.1	個別業務に必要なプロセスの計画	廃棄物埋施設異常・非常時対策要領	事業部長	第50条の2～第53条 第55条～第61条 第64条、第67条
		廃棄物埋施設定期的な評価実施要領	事業部長	第29条の2 第65条
7.3	設計開発	設計管理要領	事業部長	第23条
7.4	調達	調達管理要則	調達室長	—
8.2.4	機器等の検査等	検査および試験管理要則	安全・品質本部長	第18条、第25条
8.3	不適合の管理	トラブル情報等の社外への共有要則	安全・品質本部長	—
8.5.2	是正処置等	根本原因分析要則	安全・品質本部長	—

表2 品質マネジメントシステム計画関連条項と品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する社内文書との関係 (第6条4.2関係) 略

4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。

第6条 (品質マネジメントシステム計画) 図2 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図

5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。

第6条 (品質マネジメントシステム計画) 8 評価および改善

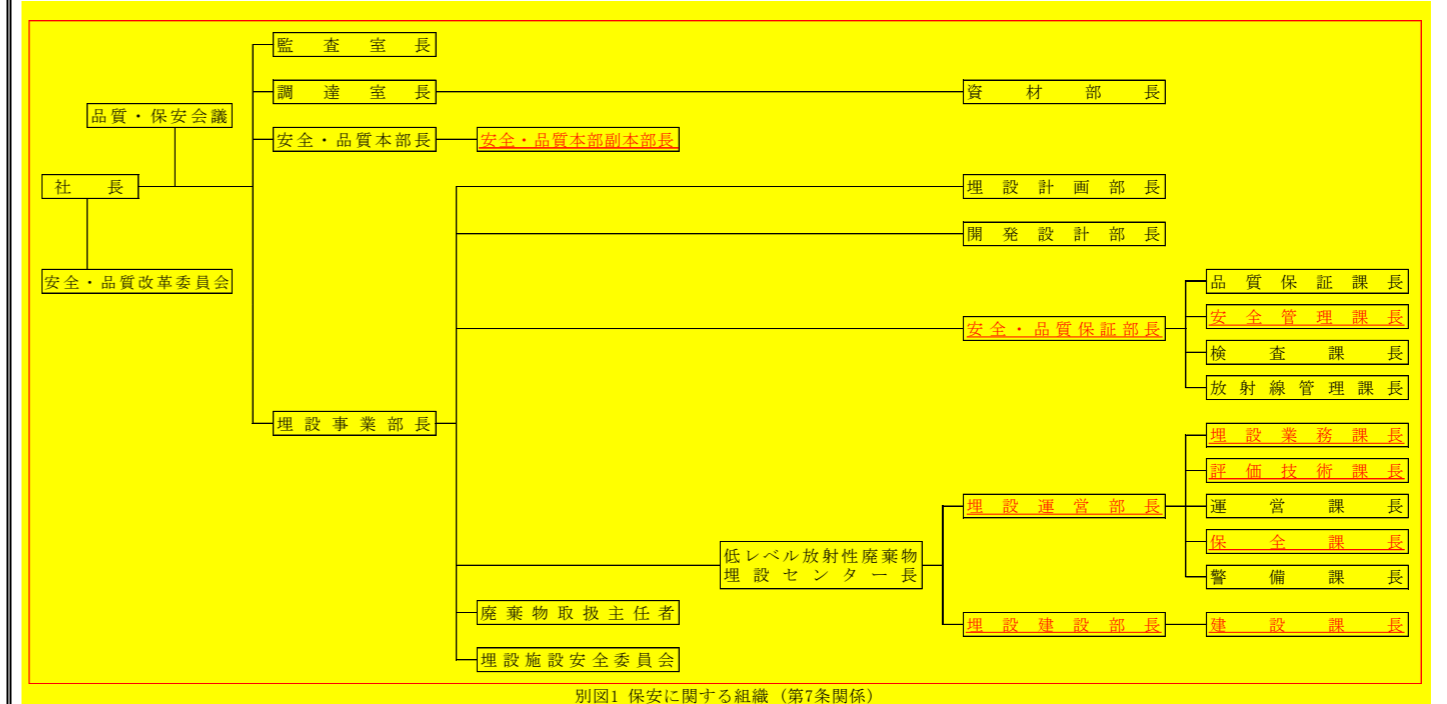
廃棄物埋施設における保安規定審査基準

保安規定関連条文

第二種埋設規則第20条第1項第3号 廃棄物埋施設の管理を行う者の職務及び組織

1. 廃棄物埋施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。

第7条（保安に関する組織）



別図1 保安に関する組織（第7条関係）

（職務）

第8条 第1項 略

2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐（事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。）品質・保安会議の運営に係る業務及び廃棄物埋設の事業に係る役員等への安全に係る教育を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。

(6) 安全・品質本部長副部長は、前号に定める安全・品質本部長の所管する業務を補佐する。

(7) 事業部長は、埋施設に係る保安に関する業務を統括するとともに、統括する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。

(8) 埋設計画部長は、埋施設の事業変更許可、この規定の変更及び廃棄物埋設計画に関する業務を行う。

(9) 開発設計部長は、埋施設の事業変更許可申請における設計に関する業務を行う。

(10) **安全・品質保証本部長**は、品質保証課長、**安全管理課長**、検査課長及び放射線管理課長を指揮し、品質保証課長、**安全管理課長**、検査課長及び放射線管理課長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、事業部長が行う品質マネジメントシステムに係る業務を補佐する。

ただし、第12号に定める廃棄物取扱主任者の職務の補佐を除く。

(11) 品質保証課長は、事業部長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の記録に関する業務を行う。

(12) **安全管理課長**は、埋施設で火災が発生した場合における消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む火災発生時の体制の整備、自然災害等発生時の体制の整備、非常時等^{*1}の通信連絡手順の整備及び保安教育の総括に関する業務を行うとともに、廃棄物取扱主任者の指揮の下で第10条に定める廃棄物取扱主任者の職務を補佐する。

廃棄物埋設施設における保安規定審査基準

保安規定関連条文

※1：この規定において、「非常時等」とは、異常に至ると想定される火災及び自然災害等の発生時、異常時並びに非常時をいう。

- (13) 検査課長は、放射性廃棄物等の確認及び廃棄物埋設施設等の確認に係る自主検査を行う。
- (14) 放射線管理課長は、放射性廃棄物管理及び放射線管理に関する業務を行う。
- (15) 低レベル放射性廃棄物埋設センター長（以下「センター長」という。）は、埋設運営部長及び埋設建設部長を指揮し、埋設運営部長及び埋設建設部長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (16) 埋設運営部長は、埋設業務課長、評価技術課長、運営課長、保全課長及び警備課長を指揮し、埋設業務課長、評価技術課長、運営課長、保全課長及び警備課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (17) 埋設業務課長は、廃棄体の記録確認に関する業務を行う。
- (18) 評価技術課長は、排水監視に関する調査、覆土完了後の埋設施設の監視のための原位置試験等及び埋設施設の定期的な評価等の実施計画並びに実施結果の報告に関する業務を行う。
- (19) 運営課長は、廃棄体の受入れ、確認、定置、埋設設備への充填材充填、上部ポーラスコンクリート層設置、覆い施工、埋設設備の排水の状況の監視及び埋設保全区域の設定に関する業務を行う。
- (20) 保全課長は、施設管理の取りまとめに関する業務を行う。
- (21) 警備課長は、周辺監視区域の立入制限に関する業務を行う。
- (22) 埋設建設部長は、建設課長を指揮し、建設課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (23) 建設課長は、埋設設備の構築、覆土及び周辺監視区域の地下水位の監視に関する業務を行う。
- (24) 別表1の管理担当課長は、施設の管理に関する業務を行い、 保守担当課長は、施設の点検、工事等に関する業務を行う。
- (25) 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前各号に定める業務を行うほか、この規定に定める業務を行うとともに、その妥当性を適宜確認し、必要な改善を行う。

別表1 施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長（第8条関係）

		設備等		管理担当課長	保守担当課長	
廃棄物埋設施設	廃棄物埋設地	埋設設備		運営課長	建設課長	
		覆土		建設課長		
		排水・監視設備		運営課長	保全課長 建設課長	
	廃棄物埋設地の附属施設	低レベル廃棄物管理建屋		運営課長	保全課長	
		換気空調設備		運営課長	保全課長	
		放射性廃棄物の受入施設	廃棄体取扱い設備	運営課長	保全課長	
			廃棄体検査設備			
		放射線管理施設	除染設備		運営課長	保全課長
			放射線監視・測定設備（排気用モニタ、エリアモニタ）			
			放射線監視・測定設備（ダストサンプラ、放射線サーベイ機器）		放射線管理課長	放射線管理課長
個人管理用測定設備						
試料分析関係設備						
出入管理設備						
放射線管理設備*1						
表示設備						
その他の設備*1						

廃棄物埋設施設における保安規定審査基準

保安規定関連条文

設備等		管理担当課長	保修担当課長	
廃棄物埋設施設	監視測定設備 (放射線管理施設と兼用するものを除く)	表示設備	放射線管理課長	
		地下水採取孔		
		地下水位測定孔	建設課長	
	廃棄施設	液体廃棄物処理設備	運営課長	保全課長
		固体廃棄物処理設備		
		排気口		
		排水口		
通信連絡設備*1		運営課長 放射線管理課長 保全課長	保全課長	
廃棄物埋設地の安全避難通路		建設課長	建設課長	
低レベル廃棄物管理建屋の安全避難通路		運営課長	保全課長	

*1：一部をウラン濃縮工場と共用する。

(品質・保安会議の審議事項、構成等)

第11条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。

- (1) 埋設施設の事業変更許可申請を伴う変更
- (2) この規定の変更
- (3) 社長が必要と認める保安に関する品質マネジメントシステムに係る事項(関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上に関する事項を含む。)
- (4) 第8条に基づく廃棄物埋設の事業に係る役員等への安全に係る教育の実施計画
- (5) 第65条に基づく定期的な評価等

2 品質・保安会議は、**安全・品質本部長**を議長とし、**安全・品質本部副本部長**、事業部長、埋設計画部長、廃棄物取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもって構成する。

3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。

- (1) 会議は、**安全・品質本部副本部長**、事業部長、埋設計画部長、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立する。
ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者(廃棄物取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。
- (2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。
- (3) 会議の審議事項であって、緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、**安全・品質本部副本部長**、事業部長、埋設計画部長、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。
- (4) 議長は、廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。

4～5 略

第12条 (埋設施設安全委員会の審議事項、構成等)

第13条 (安全・品質改革委員会の審議事項、構成等)

廃棄物埋設施設における保安規定審査基準

保安規定関連条文

第二種埋設規則第20条第1項第4号 廃棄物取扱主任者の職務の範囲等

1. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の取扱いに関し、保安の監督を行う廃棄物取扱主任者の選任について定められていること。

2. 廃棄物取扱主任者が保安の監督の責務を十全に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第51条の2第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、廃棄物取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。

3. 特に、廃棄物取扱主任者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも廃棄物埋設施設の保安組織から廃棄物取扱主任者が独立していることが求められるものではない。

—

第9条（廃棄物取扱主任者の選任）

第6条（品質マネジメントシステム計画）5.5 責任、権限及びコミュニケーション
第9条（廃棄物取扱主任者の選任）
第10条（廃棄物取扱主任者の職務等）
第11条（品質・保安会議の審議事項、構成等） ※第3号1.
第12条（埋設施設安全委員会の審議事項、構成等）

第9条（廃棄物取扱主任者の選任）第3項

第二種埋設規則第20条第1項第5号 保安教育

1. 廃棄物埋設施設の管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。

2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。

3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。

—

（保安教育）

第63条 安全管理課長は、毎年度、埋設施設において埋設事業の保安に関する業務を行う社員等及び請負事業者等の保安教育について、別表19及び別表19の2の実施方針に基づき、次の各号に定める事項を記載した保安教育実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。

(1)～(3) 略

2 略

3 各職位は、第1項の計画に基づき、保安教育を実施するとともに、社員等及び請負事業者等に保安教育が実施されていることを確認し、廃棄物取扱主任者に報告する。
また、運営課長は、請負事業者等に埋設施設の操作に係る作業を行わせる場合においては、当該作業を実施する操作員と同等の教育内容が実施されていることを確認する。

4 安全管理課長は、第1項の計画に基づき、実施した結果を事業部長に報告する。

別表19 保安教育の実施方針（社員等）（第63条関係）

対象者の区分 保安教育項目	対象者の区分				再教育の頻度
	操作員	<u>保全課員</u> <u>建設課員</u>	管理区域内 作業を行う者	その他の者	
関係法令及び保安規定の遵守に関すること (120分以上)	原子炉等規制法、その関係法令及び廃棄物埋設施設保安規定（事業許可申請書等に関することを含む）全般、解説及び運用等				1回/年
	廃棄物埋設施設保安規定の改正内容（改正教育）				改正の都度
廃棄物埋設施設の構造、性能及び操作に関すること (右記内容全体で120分以上)	廃棄物埋設施設に係る設備の構造、機能、性能、取扱い等に係る基礎知識、異常時の応急措置に関すること（異常事象内容と対応体制等）				1回/3年
	巡視及び点検に関すること		対象外		1回/3年
	運転、操作上の留意事項に関すること		対象外		1回/3年

廃棄物埋施設における保安規定審査基準

保安規定関連条文

対象者の区分	操作員	保全課員 建設課員	管理区域内 作業を行う者	その他の者	再教育 の頻度
保安教育項目					
廃棄物埋施設の構造、性能及び操作に関すること (右記内容全体で120分以上)	異常時の応急措置に関すること(運転監視・操作手順等)	対象外			1回/3年
放射線管理に関すること(240分以上、ただし、実務知識については60分以上)	放射線の性質、生体への影響、線量当量率等の監視方法、管理区域の立ち入り及び退去の手順、放射線測定及び放射線防護、管理区域内での遵守事項、保護具の使用方法に係る基礎知識、異常時の応急措置に関すること	対象外			—
	放射線防護及び放射線管理に係る実務知識	対象外			1回/年
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること (右記内容全体で60分以上)	廃棄物の種類及び性状等に関すること	対象外			1回/3年
	廃棄物の運搬、貯蔵、廃棄の作業に関すること、異常時の応急措置に関すること	対象外			1回/3年
	廃棄物埋施設における核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄の作業に係る基礎知識、異常時の応急措置に係る事項	対象外			—
	廃棄物埋施設における核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄を行うために必要な実務知識	対象外			1回/年
非常の場合に講ずべき処置に関すること (各60分以上)	非常時対策活動を円滑に実施するための知識及び技能(他の教育項目に含まれる事項を除く)(非常時要員)				1回/年
	非常時対策活動に係る一般知識、異常時の通報・連絡、応急措置等(非常時要員以外の者)				1回/3年

- 新規配属等に伴う教育を実施する場合は、入所時教育として対象者の区分に応じ必要となる保安教育項目を実施する。
- 「廃棄物埋施設の構造、性能及び操作に関すること」及び「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること」の教育時間の配分については業務内容に応じて実施する。
- 非常時要員については、「関係法令及び保安規定の遵守に関すること」及び「非常の場合に講ずべき処置に関すること」を実施する。
- この規定の改正内容に係る教育(改正教育)については、埋設事業の保安に関する業務を開始するに当たり、あらかじめ実施することとし、教育の時間及び対象者については、改正内容による。

別表19の2 保安教育の実施方針(請負事業者等)(第63条関係)

4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。

[第50条の2\(火災発生時の体制の整備\)第1項](#) ※第15号1.

[第50条の3\(自然災害等発生時の体制の整備\)第1項](#) ※第15号1.

廃棄物埋設施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
	<p>第63条（保安教育）※第5号1.、第5号2.、第5号3. 添付1 ※第15号1.</p>
<p>第二種埋設規則第20条第1項第6号 放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置</p> <p>1. 周辺監視区域及び埋設保全区域の設定及び廃止を含め、放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置の内容が、許可を受けたところによるもの又は廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に基づくものとして定められていること。</p>	<p>—</p> <p>（埋設設備の修復） 第27条 建設課長は、前条第5項により修復の必要があると認められた場合には、修復に関連する設備等の管理担当課長と協議するとともに、廃棄物取扱主任者に報告する。 2 建設課長は、修復を行う場合は、次の各号に定める事項を記載した修復計画書を作成し、事業部長の承認を得る。 (1)～(5) 略 3 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>（埋設設備の修復後の措置） 第28条 建設課長は、前条の規定に基づく修復を行った場合は、当該設備が埋設規則第6条に定める技術上の基準に適合することを確認し、その結果を廃棄物取扱主任者に報告するとともに、関係課長に通知する。 2 建設課長は、前条第2項に基づき修復を行った場合は、前項の結果を事業部長に報告する。</p> <p>第30条（埋設保全区域） 別図3 埋設保全区域図及び周辺監視区域図(第30条、第42条関係)</p>
<p>第二種埋設規則第20条第1項第7号 管理区域、周辺監視区域及び埋設保全区域の設定等</p>	<p>—</p>
<p>1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</p>	<p>第37条（管理区域）</p>
<p>2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p>	<p>第38条（管理区域の区域区分）</p>
<p>3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p>	<p>第39条（管理区域内の特別措置）</p>
<p>4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。</p>	<p>第41条（管理区域への出入管理）</p>
<p>5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</p>	<p>第41条（管理区域への出入管理）</p>
<p>6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。</p>	<p>第40条（飲食及び喫煙の禁止） 第41条（管理区域への出入管理）第6項、第7項 第44条（作業に伴う放射線管理）</p>
<p>7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。</p>	<p>第48条（物品の移動） 第49条（事業所において行われる運搬）</p>
<p>8. 埋設保全区域を明示し、埋設保全区域についての管理措置が定められていること。</p>	<p>第30条（埋設保全区域） 別図3（埋設保全区域図及び周辺監視区域図）</p>

廃棄物埋設施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。周辺監視区域を廃止する場合は、この限りではない。	第 42 条 (周辺監視区域)
10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第 40 条 (飲食及び喫煙の禁止) 第 41 条 (管理区域への出入管理) 第 6 項、第 7 項 第 44 条 (作業に伴う放射線管理)
第二種埋設規則第 20 条第 1 項第 8 号 排気監視設備及び排水監視設備	—
1. 放射性気体廃棄物が及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。 2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第 17 号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第 11 号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 34 条 (放射性液体廃棄物) 第 35 条 (放射性気体廃棄物) 第 47 条 (放射線測定器類の管理) ※第 11 号 1.
第二種埋設規則第 20 条第 1 項第 9 号 線量、線量当量、汚染の除去等	—
1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置 (個人線量計の管理の方法を含む。) が定められていること。 2. 国際放射線防護委員会 (ICRP) が 1977 年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念 (as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。) の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	第 43 条 (線量の評価及び通知) 別表 13 の 2 放射線業務従事者の線量限度 (第 43 条関係) 別表 14 緊急作業従事者の線量限度 (第 43 条関係) 別表 14 の 2 緊急作業従事者の線量評価項目及び頻度 (第 43 条関係) 第 46 条 (線量当量等の測定) 第 47 条 (放射線測定器類の管理) ※第 11 号 1.
3. 第二種埋設規則第 14 条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第 36 条 (放射線管理に係る基本方針) 第 43 条 (線量の評価及び通知) 第 44 条 (作業に伴う放射線管理)
4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第 45 条 (床、壁等の除染)
5. 廃棄物埋設地からの異常な漏えいの監視に関する事項が定められていること。	第 46 条 (線量当量等の測定) (埋設設備の排水の監視) 第 26 条 運営課長は、別表 5 に定めるところにより排水・監視設備において排水の状況を監視し、排水があった場合には、放射線管理課長及び 評価技術課長 に通知する。 2 放射線管理課長は、前項の排水があった場合には、別表 6 に定めるところにより排水中の放射性物質の濃度及び必要に応じて線量を測定し、その結果を 評価技術課長 に通知する。 3 評価技術課長 は、前項の結果より、埋設された廃棄体に起因する有意な放射性物質が排水中に検出された場合又は有意な排水量の変動があった場合には、埋設設備近傍の地下水中の放射性物質濃度の監視を行う等の調査計画を定め、事業部長の承認を受けた上で、関係課長に通知する。 4 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。 5 評価技術課長 は、関係課長の協力を得て、前項の調査計画に基づいて調査を実施し、その結果及び埋設設備の修復の必要性の有無を事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに、関係課長に通知する。

廃棄物埋設施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
6. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第 48 条 (物品の移動) 第 49 条 (事業所において行われる運搬)
7. 核燃料物質等の事業所の外への運搬に関する行為 (事業所の外での運搬中に関するものを除く。) が定められていること。 なお、この事項は、第 13 号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 50 条 (事業所外への運搬)
8. 原子炉等規制法第 6 1 条の 2 第 2 項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第 1 項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第 13 号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	原子炉等規制法第 6 1 条の 2 の対象はない
9. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて (指示) (平成 20・04・21 原院第 1 号 (平成 20 年 5 月 27 日原子力安全・保安院制定 (NIS A-111a-08-1))) を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第 13 号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 33 条 (放射性廃棄物でない廃棄物の管理)
10. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第 35 条 (放射性気体廃棄物) 第 37 条 (管理区域) 第 38 条 (管理区域の区域区分) 第 40 条 (飲食及び喫煙の禁止) 第 41 条 (管理区域への出入管理) 第 44 条 (作業に伴う放射線管理) 第 45 条 (床、壁等の除染) 第 46 条 (線量当量等の測定) 第 48 条 (物品の移動) 第 49 条 (事業所において行われる運搬)
第二種埋設規則第 20 条第 1 項第 10 号 廃棄物埋設地及びその周辺の状況の監視	—
1. 廃棄物埋設施設の定期的な評価等に必要情報並びに廃棄物埋設地及びその周辺の状況の監視の方法に関する事項が定められていること。	第 26 条 (埋設設備の排水の監視) (周辺監視区域の地下水の監視) 第 29 条 放射線管理課長は、別表 7 に定めるところにより、別図 2 に示す場所に設置する地下水採取孔において採取する地下水中の放射性物質の濃度及び必要に応じて線量を測定し、「平成 27 年原子力規制委員会告示第 8 号 (核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示) (以下「線量告示」という。)」第 8 条に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えていないことを監視する。 2 建設課長 は、別表 8 に定めるところにより、別図 2 に示す場所において地下水の水位を観測する。 (覆土完了後の埋設施設の監視のための原位置試験等の計画) 第 29 条の 2 評価技術課長 は、覆土施工までに、埋設施設の状態変化の監視を目的とする類似環境下での原位置試験及び必要に応じて実施する室内試験に係る計画を策定する。 2 評価技術課長 は、前項の計画に基づき、覆土施工時に廃棄物埋設地の近傍で埋設設備と同程度の深度に供試体を

廃棄物埋設施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文																									
	埋設する。																									
第二種埋設規則第20条第1項第11号 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法	—																									
<p>1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。</p>	<p>第34条（放射性液体廃棄物） 第35条（放射性気体廃棄物） 第46条（線量当量等の測定）</p> <p>（放射線測定器類の管理） 第47条 放射線管理課長及び<u>保全課長</u>は、別表16に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。 2 放射線管理課長及び<u>保全課長</u>は、別表16に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。</p> <p>別表16 放射線測定器類（第47条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1504 856 2460 1495"> <thead> <tr> <th>測定器名</th> <th>数量</th> <th>点検責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・線量当量率サーベイメータ γ線用サーベイメータ</td> <td>6台</td> <td rowspan="8">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>・汚染サーベイメータ β線用サーベイメータ</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>・ダストサンプラ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>・放射能測定装置</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>・積算線量計*1</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>・個人線量計(警報付電子線量計)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>・モニタリングポスト*1</td> <td>3式</td> </tr> <tr> <td>・気象観測機器*1 雨雪量計</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>・排気用モニタ</td> <td>1台</td> <td rowspan="2"><u>保全課長</u></td> </tr> <tr> <td>・エリアモニタ</td> <td>5台</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：ウラン濃縮工場と共用する。</p>	測定器名	数量	点検責任者	・線量当量率サーベイメータ γ線用サーベイメータ	6台	放射線管理課長	・汚染サーベイメータ β線用サーベイメータ	4台	・ダストサンプラ	2台	・放射能測定装置	4台	・積算線量計*1	1式	・個人線量計(警報付電子線量計)	1式	・モニタリングポスト*1	3式	・気象観測機器*1 雨雪量計	1式	・排気用モニタ	1台	<u>保全課長</u>	・エリアモニタ	5台
測定器名	数量	点検責任者																								
・線量当量率サーベイメータ γ線用サーベイメータ	6台	放射線管理課長																								
・汚染サーベイメータ β線用サーベイメータ	4台																									
・ダストサンプラ	2台																									
・放射能測定装置	4台																									
・積算線量計*1	1式																									
・個人線量計(警報付電子線量計)	1式																									
・モニタリングポスト*1	3式																									
・気象観測機器*1 雨雪量計	1式																									
・排気用モニタ	1台	<u>保全課長</u>																								
・エリアモニタ	5台																									
<p>2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p><u>第22条（施設管理計画）</u> ※<u>第17号</u></p>																									
第二種埋設規則第20条第1項第12号 放射性廃棄物の受入れの基準	—																									
<p>1. 廃棄物埋設施設に受け入れる放射性廃棄物が、第二種埋設規則第8条に規定する埋設しようとする放射性廃棄物等の技術上の基準に適合していることについて確認するための受入れの基準（以下「廃棄物受入基準」という。）に関する事項が定められていること。</p>	<p>第14条（廃棄体） 第16条（廃棄体の受入れ）</p> <p>（廃棄体の確認） 第17条 <u>埋設業務課長</u>は、埋設する廃棄体が記録により、別表2から別表2の4に定める廃棄物受入基準（「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」（以下「埋設規則」とい</p>																									

廃棄物埋設施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
	<p>う。) 第8条第2項に定める廃棄体の技術上の基準を包含する。) を満足していることを確認する。</p> <p><u>2 運営課長は、埋設する廃棄体が外観確認により、別表2から別表2の4に定める廃棄物受入基準(埋設規則第8条第2項に定める廃棄体の技術上の基準を包含する。)のうち外観により確認できる基準を満足していることを確認する。</u></p> <p>3 運営課長は、埋設する廃棄体を外観確認する場合、一時貯蔵天井クレーン、廃棄体取り出し装置、コンベア、廃棄体検査装置、廃棄体一時仮置台及び払い出し天井クレーンにより取り扱うこと。</p> <p>第32条(放射性固体廃棄物)</p>
<p>2. 廃棄体に係る廃棄物受入基準は、少なくとも以下の事項を含むこと。</p> <p>(1) 放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器に関すること</p> <p>(2) 第二種埋設規則第8条第2項第1号に定める放射性廃棄物にあつては、容器に固型化した方法</p> <p>(3) 第二種埋設規則第8条第2項第2号に定める放射性廃棄物にあつては、容器に封入し、又は固型化した方法</p> <p>(4) 容器に固型化した放射性廃棄物にあつては、固型化材料に関すること</p> <p>(5) 廃棄物の種類に関すること</p> <p>(6) 放射能濃度</p> <p>(7) 表面の放射性物質の密度</p> <p>(8) 廃棄体の健全性又は廃棄物埋設地の安全機能を損なうおそれのある物質の性質及び量に関すること</p> <p>(9) 廃棄体の耐荷重強度に関すること</p> <p>(10) 廃棄物埋設地に定置するまでの間に想定される最大の高さからの落下による衝撃により飛散又は漏えいする放射性物質の量</p> <p>(11) 放射性廃棄物を示す標識を付ける方法</p> <p>(12) 第二種埋設規則第7条第1項の申請書に記載された事項と照合できるような整理番号の表示その他の措置の方法</p> <p>(13) (1) から(12)までに定めるもののほか、許可申請書等に記載した廃棄体に係る事項を満足するものであること</p>	<p>別表2 1号廃棄体のうち均質・均一固化体に係る廃棄物受入基準(第17条、第32条関係)</p> <p>別表2の2 1号廃棄体のうち充填固化体及びセメント破砕物充填固化体に係る廃棄物受入基準(第17条、第32条関係)</p> <p>別表2の3 2号廃棄体に係る廃棄物受入基準(第17条、第32条関係)</p> <p>別表2の4 3号廃棄体に係る廃棄物受入基準(第17条、第32条関係)</p> <p>別表2の5 事業許可申請書に記載した最大放射能濃度(第17条、第32条関係)</p> <p>別紙 放射能濃度に係るスケールリングファクタ等一覧</p>
<p>3. コンクリート等廃棄物に係る廃棄物受入基準は、少なくとも以下の事項を含むこと。</p> <p>(1) 放射性廃棄物の種類に関すること</p> <p>(2) 放射能濃度</p> <p>(3) 廃棄物埋設地の安全機能を損なうおそれのある物質の性質及び量に関すること</p> <p>(4) 第二種埋設規則第7条第1項の申請書に記載された事項と照合できるような整理番号の表示その他の措置の方法</p> <p>(5) (1) から(4)までに定めるもののほか、許可申請書等に記載したコンクリート等廃棄物に係る事項を満足するものであること</p>	<p>コンクリート等廃棄物の受入れは実施しないため反映不要</p>
<p>第二種埋設規則第20条第1項第13号 放射性廃棄物の受入れ、運搬、廃棄等</p>	<p>—</p>
<p>1. 事業所内における放射性廃棄物の受入れ、運搬及び廃棄に際して、保安のために講ずべき措置を講ずること及び廃棄施設における廃棄の条件等が定められていること。</p>	<p>第14条(廃棄体)</p> <p>(廃棄物埋設計画)</p> <p>第15条 埋設計画部長は、関係課長と協議し、年度開始前に次の各号に定める事項を記載した当該年度廃棄物埋</p>

廃棄物埋施設における保安規定審査基準

保安規定関連条文

設計画を作成し、事業部長の承認を得る。

廃棄物埋設計画を作成するに当たっては、最大受入れ能力10,000m³/y（200Lドラム缶50,000本相当/y）を超えないことを遵守する。

(1)～(7) 略

2 略

(3 削除)

第 16 条（廃棄体の受入れ）

第 17 条（廃棄体の確認）※第 1 2 号 1.

（廃棄体の定置）

第19条 建設課長は、廃棄体を定置する前に、構築した埋設設備が埋設規則第6条第1項第4号及び第8号に定める技術上の基準を満足していること及び収着性（分配係数）を有する材料であることを確認するとともに、確認した結果を運営課長に通知する。

2 保全課長は、廃棄体を定置する前に、埋設設備ごとに埋設クレーンの吊り上げ高さ検査により、別表3に定める制限を満足していること及び第1項の結果を確認するとともに、確認した結果を運営課長に通知する。

3 保全課長は、廃棄体を定置する前に、埋設設備に埋設規則第 6 条第 1 項第 8 号に定める技術上の基準を満足する排水・監視設備の容器及び受け皿を設置するとともに、確認した結果を運営課長に通知する。

4 運営課長は、廃棄体を定置する場合は、埋設規則第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 6 号に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに、次の事項を遵守する。

(1)～(4) 略

別表 3 吊り上げ高さの制限(第 19 条関係)

（充填材充填・上部ポーラスコンクリート層設置・覆い施工）

第 20 条 運営課長は、廃棄体定置後の埋設設備の区画に充填材を充填する場合は、埋設規則第 6 条第 1 項第 5 号及び第 8 号に定める技術上の基準を満足していること及び収着性（分配係数）を有する材料であることを確認するとともに、次の事項を遵守する。

(1)～(2) 略

2 運営課長は、充填材充填の完了した区画に埋設規則第 6 条第 1 項第 8 号に定める技術上の基準を満足する上部ポーラスコンクリート層を設置する。

3 運営課長は、上部ポーラスコンクリート層を設置した区画に埋設規則第 6 条第 1 項第 8 号に定める技術上の基準を満足する覆いを施工する。なお、覆いには収着性（分配係数）を有する材料を用いる。

（覆土）

第 21 条 建設課長は、覆土前の 1 号埋設設備及び 2 号埋設設備には埋設規則第 6 条第 1 項第 8 号に定める技術上の基準を満足する点検路を施工する。また、覆土前の 3 号埋設設備には埋設規則第 6 条第 1 項第 8 号に定める技術上の基準を満足する点検管を施工する。

2 建設課長は、覆土を行う場合は、埋設規則第 6 条第 1 項第 7 号及び第 8 号に定める技術上の基準を満足していること、収着性（分配係数）を有する材料であること及び低透水性（透水係数）を確保していることを確認する。また、次の事項を遵守する。

(1)～(2) 略

3 建設課長は、廃棄物埋設地の保護のために覆土が終了した地表面に埋設規則第 6 条第 1 項第 8 号に定め

廃棄物埋設施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
	<p>る技術上の基準を満足する植生及び排水施設を施工する。</p> <p>別表 4 覆土の構成及び厚さ(第 21 条関係) 第 31 条 (放射性廃棄物管理に係る基本方針) 第 32 条 (放射性固体廃棄物) 第 34 条 (放射性液体廃棄物) 第 35 条 (放射性気体廃棄物) 第 49 条 (事業所において行われる運搬) 第 50 条 (事業所外への運搬) 別表 2 から別表 2 の 4、別表 2 の 5 略</p>
<p>2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。</p>	<p>第 32 条 (放射性固体廃棄物) 別表 2 から別表 2 の 4、別表 2 の 5</p> <p>放射性廃棄物の事業所の外への廃棄については、現時点では実施しないため反映不要</p>
<p>3. 放射性廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為(事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、第 9 号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>放射性廃棄物の事業所の外への運搬については、現時点では実施しないため反映不要</p>
<p>4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p>	<p>第 34 条 (放射性液体廃棄物)</p>
<p>5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p>	<p>第 35 条 (放射性気体廃棄物)</p>
<p>6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。</p>	<p>第 46 条 (線量当量等の測定)</p>
<p>7. ALARA の精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</p>	<p>第 31 条 (放射性廃棄物管理に係る基本方針) 第 34 条 (放射性液体廃棄物) 第 35 条 (放射性気体廃棄物)</p>
<p>第二種埋設規則第 20 条第 1 項第 1 4 号 非常の場合に講ずべき処置</p>	<p>—</p>
<p>1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p>	<p><u>第 50 条の 2 (火災発生時の体制の整備) ※第 15 号 1.</u> <u>第 50 条の 3 (自然災害等発生時の体制の整備) ※第 15 号 1.</u></p> <p>(通信連絡手順の整備) 第 55 条の 2 <u>安全管理課長</u>は、非常時等に用いる通信連絡に係る操作に関する手順及び所外通信連絡に係る異状時の対応に関する手順を定める。</p> <p>(安全避難通路等) 第 55 条の 3 <u>保全課長</u>は、低レベル廃棄物管理建屋に、非常時等に退避のために用いる標識を設置した安全避難通路及び非常用の照明を整備する。 2 <u>建設課長</u>は、廃棄物埋設地に、非常時等に退避のために用いる標識を設置した安全避難通路を整備する。また、点検路及び点検管に、非常時等に退避のために用いる標識を設置した安全避難通路及び非常用の照明を整備する。 3 <u>保全課長</u>は、可搬型照明を埋設クレーンへ配備する。 4 各課長は、第 1 項及び第 2 項の安全避難通路に通行を阻害する要因となるような障害物を設置しないよう管理す</p>

廃棄物埋施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
	<p>る。 なお、各課長は、工事等により安全避難通路が通行できない場合は、迂回路等の代替措置を講じる。</p> <p>(異常時の措置)</p> <p>第 51 条 埋施設において異常を発見した者は、直ちに必要な応急措置を講じるとともに、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。 ただし、放射線管理に係る異常においては、放射線管理課長に対しても通報する。</p> <p>2 前項の通報を受けた設備等の管理担当課長及び放射線管理課長は、直ちに異常状況の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な措置を講じるとともに、事業部長、廃棄物取扱主任者及び関係箇所に通報する。</p> <p>3 異常に係る設備等の管理担当課長は、関係課長と協力して異常の原因を調査し、埋施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、<u>安全・品質保証部長</u>、センター長、事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告する。</p> <p>第 52 条 (非常時対策組織) 第 53 条 (非常時要員) 第 54 条 (緊急作業従事者) 第 55 条 (非常時用器材の整備) 第 56 条 (通報系統)</p>
<p>2. 緊急時における操作に関する組織内規程類を作成することが定められていること。</p>	<p><u>第 50 条の 2 (火災発生時の体制の整備) ※第 1 5 号 1.</u> <u>第 50 条の 3 (自然災害等発生時の体制の整備) ※第 1 5 号 1.</u></p> <p>第 52 条 (非常時対策組織) 第 55 条 (非常時用器材の整備) <u>第 55 条の 2 (通信連絡手順の整備) ※第 1 4 号 1.</u> 第 58 条 (応急措置)</p>
<p>3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。</p>	<p>第 56 条 (通報系統)</p> <p>(通報) 第 57 条 第 51 条第 1 項の通報を受けた設備等の管理担当課長は、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、直ちに<u>安全・品質保証部長</u>、センター長、事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに、関係箇所に直ちに通報する。</p>
<p>4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法 (平成 1 1 年法律第 1 5 6 号) 第 7 条第 1 項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。</p>	<p>第 52 条 (非常時対策組織) 第 62 条 (原子力災害対策特別措置法に基づく措置)</p>
<p>5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p>	<p>第 58 条 (応急措置) 第 59 条 (非常時体制の発令) 第 60 条 (非常時対策活動)</p>

廃棄物埋設施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
<p>6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p>(1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を第二種廃棄物埋設事業者に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p>	<p>第43条(線量の評価及び通知)</p> <p>第54条(緊急作業従事者)</p> <p>第60条(非常時対策活動)第3項</p>
<p>7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</p>	
<p>8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</p>	<p>第61条(非常時体制の解除)</p>
<p>9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。</p>	<p>第64条(非常時訓練)</p>
<p>第二種埋設規則第20条第1項第15号 設計想定事象に係る廃棄物埋設施設の保全に関する措置</p>	<p>—</p>
<p>1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>(1) 廃棄物埋設施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に火災が発生した場合に対しては、可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含めて計画していること。</p> <p>(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。</p> <p>(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>	<p>廃棄物埋設施設では設計想定事象はないものの、火災発生時、自然災害等発生時の体制の整備のため、下記の条項を定める。</p> <p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第50条の2 安全管理課長は、火災発生時のための体制の整備として、次の措置に係る事項を第6条の表1に掲げる文書(「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領」として作成し、事業部長の承認を得る。なお、当該文書は、添付1に示す「火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準」に従い作成する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 各職位は、前項の文書に基づき、火災発生時における埋設施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに、火災発生時において埋設施設の保全のための活動を行う。</p> <p>3 安全管理課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>4 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>5 センター長は、火災の影響により埋設施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡 させる とともに、関係各職位と廃棄体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p> <p>(自然災害等発生時の体制の整備)</p> <p>第50条の3 安全管理課長は、自然災害等発生時における埋設施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の措置に係る事項を第6条の表1に掲げる文書(「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領」として作成し、事業部長の承認を得る。なお、当該文書は、添付1に示す「火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準」に従い作成する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 各職位は、前項の文書に基づき、自然災害等発生時における埋設施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに、自然災害等発生時において埋設施設の保全のための活動を行う。</p> <p>3 安全管理課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>4 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>5 センター長は、自然災害等の影響により埋設施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡 させる とともに、関係各職位と廃棄体の受入れの停止等の措置について協</p>

廃棄物埋施設における保安規定審査基準

保安規定関連条文

議し、必要な措置を講じる。

6 開発設計部長は、自然災害に係る新たな知見を収集し、各職位は必要に応じて手順書等へ反映する。

添付 1 火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準（第 50 条の 2 及び第 50 条の 3 関連）

1 火災

安全管理課長は、火災発生時のための体制の整備として、次の 1.1 から 1.4 を含む「廃棄物埋施設設
異常・非常時対策要領」を作成し、事業部長の承認を得る。

1.1 要員の配置
安全管理課長は、火災が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、自衛消防隊（第 52 条
に定める非常時対策組織に同じ）に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。

1.2 教育訓練の実施
安全管理課長は、該当する要員に対して、第 63 条に関連する火災発生時に対応する活動に関する教
育訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。
各職位は、この計画に基づき教育訓練を実施する。

1.3 資機材の配備
事業部長は、火災発生時の対応のために、防火服、空気呼吸器等の資機材を配備し、定期的に保守点
検を行い、その機能を常に確保する。

1.4 文書の整備
安全管理課長は、以下の項目を含む第 6 条の表 1 に掲げる文書（「廃棄物埋施設設異常・非常時対策
要領」）を整備する。各職位は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。

- (1) 火災の発生防止として、防火対策及び消火設備に対する考え方、目的、運用方法に関すること。
- (2) 可燃物の持ち込みを必要最小限とし、適切に防火措置を講じること。
- (3) 埋設クレーンは、使用するとき以外は制御電源を切ること。また、以下に示す対応を行うこと。
 - 1) 漏電防止のため埋設クレーンの電動機を接地すること。
 - 2) 埋設クレーンの周辺には高温となる機器を設置しないこと。
 - 3) 電気系統は、保護継電器及び遮断器により、地絡及び短絡に起因する過電流による過熱や焼損を
防止すること。
 - 4) 埋設クレーンの潤滑油を使用する機器は、潤滑油を機器の中に封入するとともに、シール構造に
より漏えい防止を図ること。
- (4) 火災につながる可能性がある埋設クレーンの潤滑油の漏えいを早期に発見できるように巡視点検
を行うこと。
- (5) 3号埋設クレーンに設置する ITV カメラにより、火災につながるおそれがある潤滑油の漏えいも
発見できるようにすること。
- (6) 管理区域内における火気の使用制限に関すること。
- (7) 火災の早期感知を行うための対応方針に関すること。
- (8) 火災発生時の消火活動における初動対応（通報・連絡を含む）に関すること。
- (9) 管理区域内での火災発生時における消火活動のための管理区域入域時の装備・出入管理方法、管理
区域からの避難対応、負傷者の搬出に関すること。
- (10) 火災発生時の消火の方法に関すること。
- (11) 防火対策を実施する組織の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。
- (12) 火災発生時において消火活動等の対応を実施する組織（自衛消防隊）の責任の所在、各職務の権
限、要員の選任に関する事項に関すること。

1.5 評価・改善
安全管理課長は、火災発生時の体制の整備に係る活動の結果を評価し、事業部長に報告する。事業部
長はその報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。

1.6 埋設施設の災害を未然に防止するための措置
センター長は、火災の影響により埋設施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合

廃棄物埋施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
	<p>は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡 <u>させる</u> とともに、関係各職位と廃棄体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p> <p>2 自然災害等</p> <p><u>安全管理課長</u> は、自然災害等発生時のための体制の整備として、次の 2.1 から 2.4 を含む「廃棄物埋施設異常・非常時対策要領」を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2.1 要員の配置</p> <p><u>安全管理課長</u> は、自然災害等が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第 52 条に定める非常時対策組織に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2.2 教育訓練の実施</p> <p><u>安全管理課長</u> は、該当する要員に対して、第 63 条に関連する自然災害等発生時の対応に関する教育訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>各職位は、この計画に基づき教育訓練を実施する。</p> <p>2.3 資機材の配備</p> <p>事業部長は、自然災害等発生時の対応に必要な資機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>2.4 文書の整備</p> <p><u>安全管理課長</u> は、自然災害等発生時における埋施設の保全のための活動を行うため、以下の項目を含む第 6 条の表 1 に掲げる文書（「廃棄物埋施設異常・非常時対策要領」）を整備する。</p> <p>各職位は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</p> <p>(1) 地震</p> <p>1) 地震の発生又は発生が予測される場合の放射線業務従事者への退避指示に関すること。</p> <p>2) 地震発生時の認知方法、事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</p> <p>(2) 火山（降灰）</p> <p>1) 降下火砕物の堆積が確認された場合の除去作業及び埋施設への影響を確認するための点検に関すること。</p> <p>2) 火山噴火の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</p> <p>2.5 評価・改善</p> <p><u>安全管理課長</u> は、自然災害等発生時の体制の整備に係る活動の結果を評価し、事業部長に報告する。</p> <p>事業部長は、その報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>2.6 埋施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>センター長は、自然災害等の影響により埋施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとは判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡 <u>させる</u> とともに、関係各職位と廃棄体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p> <p><u>第 55 条の 2（通信連絡手順の整備） ※第 1 4 号 1.</u></p> <p><u>第 55 条の 3（安全避難通路等） ※第 1 4 号 1.</u></p>
<p>第二種埋設規則第 20 条第 1 項第 16 号 記録及び報告</p>	<p>—</p>
<p>1. 廃棄物埋施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p>	<p>第 6 条（品質マネジメントシステム計画） 4.2.4 記録の管理</p> <p>第 66 条（記録）</p> <p>別表 20 保安活動に関する記録（第 66 条関係）</p> <p>1. 埋設規則第 13 条に基づく記録</p>

廃棄物埋設施設における保安規定審査基準

保安規定関連条文

	記録事項	記録すべき 場合	作成責任者	保存責任者*2	保存期間
(1) 第二種廃棄物埋設に関する記録	イ 法第51条の6第1項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認の結果	確認の都度	検査課長	検査課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間
	ロ 法第51条の6第2項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認の結果		検査課長	検査課長	
	ハ 廃棄物埋設地に埋設した放射性廃棄物の種類、数量、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、その埋設の日及び埋設を行った場所	埋設の都度	運営課長	運営課長	
(2) 放射線管理記録*1	イ 放射性廃棄物の排気口及び排水口における放射性物質の濃度	排気又は排水の都度	放射線管理課長	放射線管理課長	10年間
	ロ 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回			
	ハ 周辺監視区域における外部放射線に係る1月間(すべての廃棄物埋設地を土砂等で覆うまでの間においては1週間)の線量当量及び地下水中の放射性物質の濃度	毎月1回(1週間の線量当量にあつては毎週1回)			
	ニ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回			
			放射線管理課長	放射線管理課長	線量当量にあつては10年間、地下水中の放射性物質の濃度にあつては、法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間
			放射線管理課長	放射線管理課長	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間

廃棄物埋施設における保安規定審査基準

保安規定関連条文

	記録事項	記録すべき 場合	作成責任者	保存責任者*2	保存期間
(2) 放射線管理記録*1	ホ 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間以降に限る)	放射線管理課長	放射線管理課長	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間
	ヘ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度			
	ト 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばく経歴	その者が当該業務に就く時			
	チ 事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	運搬を行った課長	運搬を行った課長	1年間
	リ 廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	放射線管理課長	放射線管理課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間
	ヌ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合にはその方法	封入又は固型化の都度			
	ル 放射性物質による汚染の広がり の防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	防止及び除去の都度	防止及び除去を行った課長	防止及び除去を行った課長	1年間

廃棄物埋施設における保安規定審査基準

保安規定関連条文

	記録事項	記録すべき 場合	作成責任者	保存責任者*2	保存期間
(3) 警報装置から発せられた警報の内容	放射線監視・測定設備（排気用モニタ、エリアモニタ）のレベルに関する警報	その都度	運営課長	運営課長	1年間
(4) 廃棄物埋施設の施設管理に係る記録	イ 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を行った各職位の者	施設管理を行った各職位の者	施設管理を実施した廃棄物埋施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間（廃棄物埋施設地に係る場合にあつては、法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間）
	ロ 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	埋設運営部長	埋設運営部長	評価を実施した廃棄物埋施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間
(5) 廃棄物埋施設の事故記録	イ 事故の発生及び復旧の日時	その都度	事故記録を作成した課長	事故記録を作成した課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間
	ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置				
	ハ 事故の原因				
	ニ 事故後の処置				
(6) 降雨記録	イ 降雨量	連続して	放射線管理課長	放射線管理課長	1年間
	ロ 1月間についての積算降雨量	毎月1回			法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間

廃棄物埋施設における保安規定審査基準

保安規定関連条文

	記録事項	記録すべき 場合	作成責任者	保存責任者*2	保存期間
(7) 地下水の水位	地下水の水位	毎月1回	建設課長	建設課長	
(8) 法第51条の18第1項の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める廃棄物埋施設及びその周辺の状況(前2号に掲げるものを除く)	埋設設備の排水の監視記録	監視の都度	運営課長及び放射線管理課長	運営課長及び放射線管理課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間
(9) 保安教育の記録	イ 保安教育の実施計画	その都度	教育訓練を計画又は実施した各職位の者	教育訓練を計画又は実施した各職位の者	3年間
	ロ 保安教育の実施日時及び項目	教育を実施した時			
	ハ 保安教育を受けた者の氏名				
(10) 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他の号に掲げるものを除く)		当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更を行った各職位の者	当該文書又は記録の作成又は変更を行った各職位の者	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間
(11) 埋設規則第19条の2の規定による廃棄物埋施設の定期的な評価等の結果	イ 定期的な評価の結果	評価の都度	評価技術課長	評価技術課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間
	ロ 定期的な評価の結果に基づく措置の結果	措置の都度	措置を実施した各職位の者	措置を実施した各職位の者	

*1: 線量等の記録については、線量告示第3条によるものとする。

*2: 保存責任者に変更があった場合は、新たな保存責任者が過去の記録についても所定の期間保存すること。

2. 第二種埋設規則第13条に定める記録について、その記録の管理に関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。)が定められていること。

別表20 保安活動に関する記録(第66条関係)

3. 事業所長及び廃棄物取扱主任者に報告すべき事項が定められていること。

第67条(報告)

廃棄物埋設施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
4. 特に、第二種埋設規則第22条の17各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	第67条（報告）第3項
5. 当該事故故障等の事象に準ずる事象について、具体的に明記されていること。	第67条（報告）
第二種埋設規則第20条第1項第17号 廃棄物埋設施設の施設管理	—
<p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号ー7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。</p>	<p>（放射性廃棄物等の確認に係る自主検査の実施）</p> <p>第18条 安全・品質保証部長は、放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の対象となる廃棄体の位置に当たり、廃棄物受入基準（埋設規則第8条第2項に定める廃棄体の技術上の基準を包含する。）へ適合することを確認するための自主検査を統括する。</p> <p>2～6 略</p> <p>（施設管理計画）</p> <p>第22条 埋設施設について事業許可（変更許可）を受けた設備に係る事項及び埋設規則第6条を含む要求事項への適合を維持し、埋設施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>1 施設管理方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 社長は埋設施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状を踏まえ、施設管理方針を定める。 また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。</p> <p>(2) 事業部長は、施設管理方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。 また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>2 保全プログラムの策定</p> <p>事業部長は、埋設運営部長に、1の施設管理目標を達成するため3から10の施設管理の実施に必要なプロセスを保全プログラムとして策定させる。 また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行わせる。</p> <p>3 保全対象範囲の策定</p> <p>開発設計部長及び保修担当課長は、埋設施設の中から保全を行うべき対象範囲を選定する。</p> <p>4 施設管理の重要度の設定</p> <p>開発設計部長及び保修担当課長は、3の保全対象範囲について、設備の範囲と機能を明確にした上で、設備の保全活動の管理に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計及び工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 設備の保全重要度と設計及び工事に用いる重要度は、安全機能や廃棄体取扱い機能の有無を考慮して設定する。</p> <p>(2) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>5 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 埋設運営部長は、保全の有効性を監視、評価するために4の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>(2) 埋設運営部長は、前号の保全活動管理指標の目標値を設定する。 また、10の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>(3) 埋設運営部長は、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。 なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p>

廃棄物埋施設における保安規定審査基準

保安規定関連条文

- (4) **埋設運営部長**は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。
- 6 施設管理実施計画の策定
- (1) **埋設運営部長**は、3 の保全対象範囲に対し開発設計部長**及び**保守担当課長が作成する 6.1 から 6.3 の計画に基づき次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。
- a. 施設管理実施計画の始期及び期間
 - b. 埋設施設の設計及び工事の計画
 - c. 埋設施設の巡視（埋設施設の保全のために実施するものに限る。）
 - d. 埋設施設の点検等の方法、実施頻度及び時期
 - e. 埋設施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置
 - f. 埋設施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法
 - g. 上記 f. の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること
 - h. 埋設施設の施設管理に関する記録に関すること
- (2) 6.1 から 6.3 の計画を策定する各職位は、計画の策定に当たり、4 の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項及び 10 の保全の有効性評価の結果を考慮する。
- a. 運転実績、事故及び故障事例等の運転経験
 - b. 使用環境及び設置環境
 - c. 劣化、故障モード
 - d. 機器の構造等の設計的知見
 - e. 科学的知見
- (3) 6.1 から 6.3 の計画を策定する各職位は、施設管理の実施段階での埋設施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、計画を策定する。
- 6.1 点検計画の策定
- (1) **保守担当課長**は、点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。
- (2) **保守担当課長**は、設備ごとに予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。
- a. 予防保全
 - ① 時間基準保全
 - ② 状態基準保全
 - b. 事後保全
- (3) **保守担当課長**は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。
- a. 時間基準保全

点検を実施する時期までに、次の事項を定める。

 - ① 点検の具体的方法
 - ② 設備が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準
 - ③ 実施頻度
 - ④ 実施時期

なお、時間基準保全を選定した機器に対して、操業中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、状態監視として巡視点検又は定例試験を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。
 - b. 状態基準保全
 - ① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。
 - i) 状態監視データの具体的採取方法
 - ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準

廃棄物埋施設における保安規定審査基準

保安規定関連条文

- iii) 状態監視データ採取頻度
- iv) 実施時期
- v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法
- ② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。
 - i) 巡視点検の具体的方法
 - ii) 設備の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準
 - iii) 実施頻度
 - iv) 実施時期
 - v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法
- ③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。
 - i) 定例試験の具体的方法
 - ii) 設備が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準
 - iii) 実施頻度
 - iv) 実施時期
 - v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法
- c. 事後保全

事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。ただし、埋設設備について第 26 条第 5 項により修復の必要があると認められた場合は第 27 条の規定に基づき修復を行う。
- 6.2 設計及び工事の計画の策定
 - (1) 開発設計部長及び**保修担当課長**は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き※1の要否について確認を行い、その結果を記録する。
 - (2) **保修担当課長**は、埋設施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。
 - (3) **保修担当課長**は、工事を実施する設備が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを自主検査等により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。
 - a. 自主検査等の具体的方法
 - b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な自主検査等の項目、評価方法及び管理基準
 - c. 自主検査等の実施時期
 ※1：法令に基づく手続きとは、法第 51 条の 5（変更の許可及び届出等）に係る手続きをいう。
- 6.3 特別な保全計画の策定
 - (1) **保修担当課長**は、地震、事故等により長期停止を伴った設備の保全を実施する場合等は、特別な措置として、あらかじめ埋設施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。
 - (2) **保修担当課長**は、特別な保全計画に基づき保全を実施する設備が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。
 - a. 点検の具体的方法
 - b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準
 - c. 点検の実施時期
- 7 施設管理の実施
 - (1) 開発設計部長及び**保修担当課長**は、6 で定めた施設管理実施計画に従って施設管理を実施する。
 - (2) 開発設計部長及び**保修担当課長**は、施設管理の実施に当たって、第 23 条による設計管理及び第 24 条による作業管理を実施するとともに、廃棄物埋施設等の確認に係る自主検査は第 25 条に従う。

廃棄物埋施設における保安規定審査基準

保安規定関連条文

(3) **保守担当課長**は、埋施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、巡視点検を定期的に行う。

(4) 開発設計部長及び**保守担当課長**は、施設管理の結果について記録する。

8 施設管理の結果の確認・評価

(1) **保守担当課長**は、あらかじめ定めた方法で、施設管理の実施段階で採取した設備の施設管理の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。

(2) **保守担当課長**は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合は、定めたプロセスに基づき、施設管理が実施されていることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。

※2：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された施設管理の完了時をいう。

9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置

(1) 開発設計部長、管理担当課長及び**保守担当課長**は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a. 及び b. に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。

a. 施設管理を実施した設備が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合

b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、施設管理が実施されていることが確認・評価できない場合

(2) 開発設計部長、管理担当課長及び**保守担当課長**は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。

(3) 開発設計部長、管理担当課長及び**保守担当課長**は、(1)及び(2)の活動を第6条に基づき実施する。

10 保全の有効性評価

保守担当課長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。

(1) **保守担当課長**は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。

a. 保全活動管理指標の監視結果

b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績

c. トラブル等運転経験

d. 経年劣化に関する技術的な評価

e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ

f. リスク情報、科学的知見

(2) **保守担当課長**は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、設備の保全方式を変更する場合は、6.1に基づき保全方式を選定する。また、設備の点検間隔を変更する場合は、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。

a. 点検及び取替結果の評価

b. 劣化トレンドによる評価

c. 類似機器等のベンチマークによる評価

d. 研究成果等による評価

(3) **保守担当課長**は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。

11 施設管理の有効性評価

(1) 事業部長は、定期的に6の施設管理実施計画に基づき**埋設運営部長**に10の保全の有効性評価の結果及び1の施設管理目標の達成状況を報告させるとともに、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。

(2) **埋設運営部長**は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。

12 構成管理

廃棄物埋施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
	<p>開発設計部長、管理担当課長及び<u>保修担当課長</u>は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>(1) 設計要件（第6条7.2.1に示す個別業務等要求事項のうち、「設備がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第23条で実施する設計に対する要求事項をいう。）</p> <p>(2) 施設構成情報（「設備がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。）</p> <p>(3) 物理的構成（実際の設備をいう。）</p> <p>13 情報共有</p> <p><u>保修担当課長</u>は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、「技術情報管理要領」に基づき、他の第一種廃棄物埋施設事業者及び他の第二種廃棄物埋施設事業者と情報共有する。</p> <p>（設計管理）</p> <p>第23条 開発設計部長及び<u>保修担当課長</u>は、埋施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2 開発設計部長及び<u>保修担当課長</u>は、第1項において第6条7.3の適用の対象と判断した場合、第6条7.3に従って実施する。</p> <p>なお、本条に基づき実施する第6条7.3の設計開発には、施設管理の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理を考慮する。</p> <p>（作業管理）</p> <p>第24条 <u>保修担当課長</u>は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2 <u>保修担当課長</u>は、埋施設の点検及び工事を行う場合、埋施設の安全を確保するため、次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>3 <u>保修担当課長</u>は、過去に実施した設計を変更し、保安上重要と判断される埋施設の工事を行う場合、次の各号に定める事項を記載した作業管理に係る実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>4 略</p> <p>（廃棄物埋施設等の確認に係る自主検査の実施）</p> <p>第25条 <u>安全・品質保証部長</u>は、廃棄物埋施設等に係る第二種廃棄物埋施設に関する確認の対象となる廃棄物埋施設等の設置、変更の工事又は実施に当たり、埋設規則第6条へ適合することを確認するための自主検査を統括する。</p> <p>2～6 略</p>
第二種埋設規則第20条第1項第18号 廃棄物埋施設の定期的な評価等	—
<p>1. 廃棄物埋施設の定期的な評価等に関することについては、「第二種廃棄物埋施設の定期的な評価等に関する運用ガイド」（原管廃発第1311279号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））を参考に、第二種埋設規則第19条の2に規定された廃棄物埋施設の定期的な評価等を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的及び放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋施設についての保安のために講ずべき措置を変更しようとするときに実施することが定められていること。</p> <p>2. 廃棄物埋施設の定期的な評価等に関することについては、第二種埋設規則第19条の2第1項又は第2項の規定に基づく措置を講じたときは、これらの項の各号に掲げる評価の結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びにQMSの改善を行うことが定められていること。</p>	<p>（埋施設の定期的な評価等）</p> <p>第65条 <u>評価技術課長</u>は、10年を超えない期間ごと、放射能の減衰に応じた埋施設についての保安のために講ずべき措置を変更する時、又は廃止措置計画を定めようとする時に、次の各号に定める事項及びその他の最新の知見を踏まえて、核燃料物質等による放射線の被ばく管理に関する評価の計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>なお、前述の保安のために講ずべき措置を変更する時とは、埋施設の管理段階を移行する時、周辺監視区域を廃止する時及び埋設保全区域を廃止する時をいう。</p> <p>(1) 以下を含む埋施設に係る監視及び測定の結果</p> <p>イ 排水・監視設備における排水の監視及び測定の結果</p> <p>ロ 別図2に示す廃棄物埋設地近傍における地下水採取孔において採取する地下水の水質に係る監視</p>

<p style="text-align: center;">廃棄物埋設施設における保安規定審査基準</p>	<p style="text-align: center;">保安規定関連条文</p>
<p>3. 廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関することについては、評価に用いるモデル及びパラメータ等は、評価時点における最新知見に基づき設定され、その信頼性及び科学的合理性を示さなければならないことが定められていること。</p>	<p>及び測定の結果（覆土完了後に実施）</p> <p>ハ 別図 2 に示す場所における地下水位の測定の結果（覆土完了前では周辺監視区域境界付近の地下水位測定孔の測定が対象であり、廃棄物埋設地及びその近傍における地下水位の測定は覆土完了後に実施）</p> <p>(2) 廃棄物埋設地の近傍で埋設設備と同程度の深度に供試体を埋設し、状態変化を確認する類似環境下での原位置試験の結果（覆土完了後に実施）</p> <p>(3) 必要に応じ第 2 号を補完する室内試験の結果</p> <p>(4) 国内外の研究開発・技術開発成果等</p> <p>2 評価技術課長は、前項の各号のうち覆土完了後に実施する事項及びその他の試験等を行うに当たっては、その具体的な測定項目や測定頻度等を含む計画を定め、事業部長の承認を得るとともに、その計画に従って試験等の管理を行う。</p> <p>3 評価技術課長は、第 1 項の計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>4 評価技術課長は、前項の評価の実施においては、次の各号に定める事項を満足させるものとする。</p> <p>(1) 第 1 項の最新の知見は、埋設規則第 2 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに掲げる書類の記載事項を更新するために必要なものであること。</p> <p>(2) 評価に用いるモデル及びパラメータ等は、評価時点における最新知見に基づき設定され、その信頼性及び科学的合理性が示されること。</p> <p>5 評価技術課長は、第 3 項の評価の結果及びこの結果を踏まえた埋設施設の保全のために必要な措置に関する報告書を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>6 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の報告書に示す措置を講ずるとともに、措置の結果を評価し、必要に応じ改善を行う。</p> <p>7 評価技術課長は、前項の措置の結果について廃棄物取扱主任者の確認を受け、事業部長に報告する。</p> <p>8 評価技術課長は、第 1 項に基づく計画を作成する場合は、第 6 項の措置の結果及び改善事項を考慮して作成する。</p> <p>9 事業部長は、第 1 項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。また、第 5 項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、品質・保安会議の審議を受け、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p>
<p>第二種埋設規則第 20 条第 1 項第 19 号 技術情報の共有</p>	<p>—</p>
<p>1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の廃棄物埋設事業者と共有し、自らの廃棄物埋設施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。</p>	<p>第 6 条（品質マネジメントシステム計画）7.4.1 調達プロセス</p> <p>第 22 条（施設管理計画）13 情報共有</p>
<p>第二種埋設規則第 20 条第 1 項第 20 号 不適合発生時の情報の公開</p>	<p>—</p>
<p>1. 廃棄物埋設施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。</p>	<p>第 6 条（品質マネジメントシステム計画）8.3 不適合の管理</p>
<p>2. 情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。</p>	<p>第 6 条（品質マネジメントシステム計画）8.3 不適合の管理</p>
<p>第二種埋設規則第 20 条第 1 項第 21 号 その他必要な事項</p>	<p>—</p>
<p>1. 日常の QMS に係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、廃棄物埋設施設に係る保安に関し必要な事項を定めること。</p>	<p>第 1 条（目的）</p> <p>第 2 条（適用範囲）</p> <p>第 5 条（事業者対応方針等の履行）</p>
<p>2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図るものとして定められていること。</p>	<p>第 1 条（目的）</p> <p>第 68 条（覆土完了までに定める事項）</p>